

## 公立大学法人青森公立大学定款（抜粋）

### （学長の任命等）

- 第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。
- 2 学長を選考するため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。
- 3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
- 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
- 5 選考会議は、委員6人で組織し、選考会議の委員（以下この条において「委員」という。）は、次の各号に掲げる者各3人により構成する。
  - (1) 第19条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
  - (2) 第22条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 6 委員には、第19条第2項第5号に掲げる経営審議会の委員が含まれるようにしなければならない。
- 7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、選考会議を主宰する。
- 9 第5項から前項までの規定に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

## 第3章 審議機関

### 第1節 経営審議会

#### （設置及び構成）

- 第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。
- 2 経営審議会は、次に掲げる者（以下この節において「委員」という。）により構成する。
  - (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 理事
  - (4) 理事長が指名する職員
  - (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者たちから、理事長が任命する者
- 3 前項第5号に掲げる委員の数は、2人とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。
- 5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

#### （招集及び議事）

- 第20条 経営審議会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第2号から第5号までに掲げる委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 4 議長は、経営審議会を主宰する。
- 5 経営審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。
- 6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 公立大学法人青森公立大学学長選考会議規程

平成23年9月26日

規程第29号

改正 平成27年 3月規程第 2号

改正 平成27年11月規程第28号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学定款（以下「定款」という。）第11条第9項の規定に基づき、同条第2項に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に関する事項
- (4) 学長の業績評価に関する事項
- (5) その他選考会議に関し必要な事項

### (委員の任期)

第3条 選考会議の委員の任期は、当該選考会議の委員が有する経営審議会委員又は教育研究審議会委員の職の任期とする。

2 前項の任期が満了したときは、当該任期が満了した選考会議の委員（以下「委員」という。）を選出した経営審議会又は教育研究審議会において、速やかに後任の委員を選出するものとする。

3 委員は、再任されることができる。

### (委員の身分の喪失)

第4条 委員は、経営審議会委員又は教育研究審議会委員の職を有しなくなったとき及び自らが学長候補者となったときは、委員としての身分を失う。

2 前項の規定により委員に欠員が生じたときは、当該欠員となった委員を選出した経営審議会又は教育研究審議会において、速やかに後任の委員を選出し、これを補充するものとする。

3 前項に規定する補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議長の職務代理)

第5条 定款第11条第7項に規定する議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (招集及び議事)

第6条 選考会議の会議は、議長が招集する。

2 議長は、委員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集

の請求があったときは、選考会議を招集しなければならない。

- 3 選考会議の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 選考会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、自己に関する事項が議題となったときは、前項に規定する議決に加わる権利を有しない。

(事務)

第7条 選考会議の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議の議を経て別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年9月26日から施行する。

#### 附 則（平成27年規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年規程第23号）

(施行期日)

この規程は、平成27年11月3日から施行する。

# 公立大学法人青森公立大学学長選考規程

平成23年10月9日  
規程第30号

改正 平成27年11月規程第29号  
平成28年 6月規程第16号  
平成29年 3月規程第10号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学定款（以下「定款」という。）及び公立大学法人青森公立大学学長選考会議規程（平成23年規程第29号）に基づき、青森公立大学の学長の選考、任期及び解任に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (選考事由及び時期)

第2条 学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠けたとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の3か月前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合にはその事由が生じたときに速やかに行う。

## (選考の基準)

第3条 学長は、人格が高潔で学識に優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる組織管理能力を有する者のうちから選考する。

## (学長選考の方法)

第4条 選考会議は、学内外から学長として適任と思われる者（以下「学長候補者」という。）を選考会議委員に単記無記名投票により推薦を求めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、選考会議は、選考会議委員以外の者に学長候補者の推薦を求めることができる。

3 前項の推薦は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）の適用を受ける教員職員及び事務職員（主査以上の職位にある者に限る。）3名以上の推薦者が、被推薦者の同意をもって行うものとする。

4 第1項において推薦され、学長候補者となることに同意した者は経歴、業務実績等の書類を提出するものとする。

5 第2項の推薦は、被推薦者の経歴、業務実績等の書類を添えて行うものとす

る。

6 第3項の推薦者は、同時に2名以上の学長候補者の推薦者になることができない。

7 選考会議は、第3項又は第4項により同意した学長候補者の中から、学長として最も適任であると認められる者（以下「学長適任者」という。）として1名の者を選考する。

8 前項の選考に当たって、選考会議各委員の判断の参考に資するため、次条の定めるところにより意見聴取を行う。

9 選考会議は、前項の意見聴取を行うに当たっては、学長候補者の所信発表の機会を設けるとともに経歴等を公開するものとする。

10 選考会議は、学長適任者と面談して所信をただし、受諾の意思を確認する。

（意見聴取）

第5条 前条第8項に規定する意見聴取は、経営審議会及び教育研究審議会から行うものとする。

（選考結果の理事長への報告）

第6条 選考会議の議長は、学長適任者の選考結果を理事長に報告し、学内外に公表する。

（学長の任期）

第7条 学長の任期は、4年とする。

2 学長は、再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は、2年とする。

3 任期の途中で学長が退任した場合において、新たに任命された学長の任期は、第1項の規定にかかわらず、任命された日から起算して3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

4 学長は、3期連続して就任することができない。

5 学長が任期の途中で70歳になった場合は、当該年度末で退任する。

6 定款第14条第2項に定める副理事長の任期は、この規程による学長の任期によるものとする。

（解任の申出）

第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長に対して学長解任の申出を行うことができる。

(1) 心身の故障のため、学長職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 学長として職務を遂行させることが適切でないと認められるとき。

(4) その他学長としてふさわしくないと認められるとき。

（解任の審議等）

第9条 前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、

選考会議は、速やかに学長解任について審議するものとする。

(1) 選考会議の委員から解任申出の請求があったとき。

(2) 経営審議会から解任申出の請求があったとき。

(3) 教育研究審議会から解任申出の請求があったとき。

2 選考会議は、前項の審議を行うに当たっては、学長に対し書面又は口頭による弁明の機会を与えるなければならない。

3 選考会議は、第1項の審議を行うに当たっては、経営審議会又は教育研究審議会に意見を求めることができる。

4 第1項の審議の結果、学長解任が妥当であると認めた場合は、選考会議の議長は、理事長に対し学長解任の申出を行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長の選考、任期及び解任に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は平成23年10月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は平成27年11月3日から施行する。

附 則(平成28年規程第16号)

(施行期日)

この規程は平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第10号)

(施行期日)

この規程は平成29年4月1日から施行する。